



宮崎大学安全衛生に係わる行動規範

宮崎大学は、宮崎大学安全衛生憲章を受けて、安全衛生に係わる事業者の責任を明確にするとともに、全構成員の安全衛生意識の向上を図るために、行動規範を示す。

1. 学長は、本学の全構成員の安全と健康の保持及び増進に必要な措置の実施に努める。
2. 構成員は、法令及び学内規則を遵守し、高い安全衛生意識を持って自ら及び相互の安全衛生の確保に努める。
3. 教職員は、学生等の安全衛生を守るとともに、高い安全衛生意識を有する学生等の育成に努める。